

令和 8 年

所 管 事 務 調 査 報 告 書

特別養護老人ホームの運営について

産業厚生常任委員会

第1 調査事項

特別養護老人ホームの運営について

第2 調査の趣旨・目的

士幌町では、平成12年の介護保険制度の施行とともに「第1期介護保険事業計画」を策定、その後、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに見直しを行い、高齢者保健福祉施策の計画的推進を行っている中で、特別養護老人ホームは、介護保険法及び関係法令に従い要介護者個々の心身状況・意向などに応じた適切なサービス提供をするとともに、サービスを受ける方の立場に立った介護事業の推進を行っている。

委員会では、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における継続的な支援体制の充実、施設サービスについて、維持していくとともに、適切なサービスの実現に向け、士幌町特別養護老人ホームほほえみの現状や課題についての調査を行った。

また、同等程度の床数で市町村立の特別養護老人ホームである、沼田町特別養護老人ホーム旭寿園と、市町村立から民間へ移行した特別養護老人ホームの社会福祉法人溪仁会るすつ銀河の杜について実態調査を実施した。

第3 調査対象

士幌町特別養護老人ホーム ほほえみ
社会福祉法人溪仁会 るすつ銀河の杜
沼田町特別養護老人ホーム 旭寿園

第4 調査期間

令和7年6月6日から令和8年6月5日まで

第5 調査の経過

No.	月日	主な調査内容
1	6/6	産業厚生常任委員会 ○調査項目、調査内容、調査時期等を協議決定
2	8/20	所管事務調査（第1回） ○場 所 士幌町特別養護老人ホームほほえみ ○説 明 員 福田施設長、渡辺次長、猪狩総務係長、西垣技術主任 ○調査事項 特別養護老人ホームの運営について
3	9/5	産業厚生常任委員会 ○所管事務調査（第2回） 管外視察について協議

4	10/7	産業厚生常任委員会 ○所管事務調査（第2回） 視察先、調査項目、調査時期等について協議
5	11/4	産業厚生常任委員会 正副委員長打合せ ○所管事務調査（第2回） 事前質問事項について協議
6	12/18～ 12/19	所管事務調査（第2回） ・留寿都村 ○場 所 社会福祉法人溪仁会 るすつ銀河の杜 ○説 明 員 法人本部理事 佐藤総務部人事部長 るすつ銀河の杜 木下施設長 ○調査事項 特別養護老人ホームの運営について ・沼田町 ○場 所 沼田町特別養護老人ホーム 旭寿園 ○説 明 員 沼田町議会 小峯議長、按田事務局長、高橋書記 旭寿園 安念園長、渡辺次長 ○調査事項 特別養護老人ホームの運営について
7	2/12	産業厚生常任委員会 ○所管事務調査（第2回）について、意見集約
8	5/13	産業厚生常任委員会 ○所管事務調査報告書について

第6 概要

【土幌町特別養護老人ホーム ほほえみ】

1 他の福祉施設との関連性について

特別養護老人ホームほほえみは、食事・入浴・排せつ介助などの身体介護・清掃・洗濯など日常的な生活支援、リハビリ、レクレーションなどの介護サービスを受けることができ、費用については低額に設定されている。

原則、要介護度3以上から入居可能で、重度の認知症の方も受入可能となっている。

他の福祉施設の保健福祉課・国保病院・愛風会・グループホームひまわりと連携を図っている。

2 入所の流れと待機状況について

入所要件として要介護度3以上の方が対象となり、要介護3は、起き上がり、寝返りが自力ではできないことが多い。排せつ、入浴、衣服の着脱などで介助の料が増えてくる。要介護4は、日常生活能力の低下がみられ、排せつ、入浴、衣服の着脱などで全介助になることが多い。要介護5は、日常生活全般にわたって介助なしでは生活できない状態。意志伝達も困難になる場合があるなどが要介護状態の区分目安となっている。

なお、認知症や知的障がい・精神障がい等で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。単身世帯で同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等の支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な時は、特例入所の対象者となる。

入所は、入退所検討委員会を開催し入所順位の決定が行われており、入退所検討委員会は、通常年4回開催されるが、近年は待機者の減少による施設の空きが頻繁にあるため臨時で開催している状況にある。

入居者数については、令和6年度の長期入所者数の実績で前年度比述べ3,560人減の34,647人。年度末での長期入所者では述べ216人減の2,171人。町内出身者が全体の7割となっている。長期入所者が前年と比べ大きく減少した要因として、申込者の減と併せ死亡、入院等による退所者が増えたことが考えられ、令和6年度以降は要介護3に満たなくても特例入所を認めるなど柔軟な対応にシフトしている。

3 入所後の自己負担について

入所後の自己負担については、個室や多床室（相部屋）など住環境の違いによって自己負担額が変わり、また、介護保険サービスの利用料金は、「自己負担額」と「国からの介護給付」から賄われ、利用者の自己負担額は料金の1割～3割と定められ、介護保険の負担割合は「合計所得金額」と「65歳以上の方の世帯人数」によって決定している。

なお、一般的に介護保険施設に入居した際にかかる費用のうち「住居費・食費」は全額自己負担となっているが、一定の条件を満たした方に限り、費用（居住費、食費）が軽減される仕組み「負担限度額認定制度」があり、概ね6万円から15万円となっている。

4 介護職員の適正数について

特別養護老人ホームほほえみの人員配置数については、国で定める配置基準を満たしているが、次のとおり課題も山積している。

●介護職員について

- ・入浴・排泄介助などの業務(介助)場所が分散しているため、職員配置基準人数だけでは、それぞれの場所での安全確保が難しい。
- ・1人当たりの月の夜勤回数が平均5回以上である。(現在5.4回/月)
- ・介護業務以外で委員会や研修会、加算取得などの業務が年々増加している。
- ・介護職員は定着が難しく、他職種への転職や都市部に人材が流れてしまう。
- ・会計年度任用職員募集に、応募が少ない状況である。

●看護職員について

- ・入所者の高齢化と疾患の重度化が進み、看護職員による専門的なケアが増加している。

- ・ 高度な医療が求められることにより、役割も多岐にわり業務量が増加している。
- ・ 介護員と同様に委員会や研修会、加算取得などの業務が年々増加している。
- ・ 満床の場合一部加算が取得不能となる。(満床の場合は約6名必要となる)
- ・ 正職員の募集を行っても、施設看護への抵抗感なのか応募がない。

●調理員について

- ・ 早朝と夜や休日に勤務が出来る職員が少ない中でシフト調整を行っている。
- ・ 調理員不足により、やむを得ず調理済みのおかずを購入しているがコストが高い。
- ・ 調理済みを購入しているため、地元業者からの食材購入が減っている。
- ・ 調理員の人数を厚くできる日中の時間帯で、調理作業が行えるよう調理機器を導入、運用途中である。
- ・ 調理員の高齢化、後継者の育成困難の問題が長期化している。
- ・ 会計年度任用職員の募集をしても、早朝や夜の勤務、また休日の勤務もあるためか応募がない。

【社会福祉法人溪仁会 るすつ銀河の杜】

・施設概要

「留寿都村特別養護老人ホーム銀河荘」として、留寿都村で運営していたが、新たに立て替えて、平成26年4月より、社会福祉法人溪仁会グループの運営による「るすつ銀河の杜」として民営化した施設。隣町の喜茂別町にある「きもべつ喜らめきの郷」を本体施設としたサテライト型の地域密着型特別養護老人ホーム(29床)。

※サテライト型

本体施設と密接な連携を取りながら、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームのことを指す。サテライト型は地域密着型に限定されている。

※地域密着型

定員(29床以下)と入居条件(施設のある市区町村に居住している必要がある)に制限がある特別養護老人ホーム。地域密着型は「住み慣れた地域で暮らし続ける」ことを目的とし、少人数で顔の見える関係が築きやすいのが特徴。

1 民間へ移行したい経緯、理由について

主に3つの理由から民間へ移行した。

●施設の老朽化による建て替えなどが必要な時期

当時、銀河荘は開設から約30年が経過し、建て替えなどを検討する時期にきていた。村が建て替えをする場合は、有利な補助金や交付金がなく、民間の社会福祉法人が

施設整備を行う際には、国の補助金や交付金を活用できる場合があり、民営化を行うことで、村の立て替え整備費を抑えることも期待できたため。

●経営上の問題

銀河荘の運営は、介護保険制度により、入所者の出身市町村と入所者の負担で賄われているが、それだけでは運営することは難しく、村の一般会計より繰入を行っていた。民営化により村からの補填がなくなり、財政的には負担が軽くなるため。

●専門職の人員不足

全国的に介護職の専門職員が不足しており、留寿都村においても例外ではなく、民営化を行い、大きな組織の社会福祉法人が運営することで、法人内の人事異動などにより、職員の確保がしやすくなるため、

2 民間移行前と後の経営状況について

留寿都村時代の運営については、資料がなかったため不明だったが、一般会計からの繰入は相当あった様子。民間移行後、要介護1や2の方も入所しており、なかなか単価があがらないことや、地域密着型の特別養護老人ホームはなかなか採算があわないことなどの理由から、村からの生きがいデイサービス事業の委託費用（詳細後述）ありきの運営にはなっている状況。それでも取れる加算は可能な限り取って、経営をしている。

3 「きもべつ喜らめきの郷」は元々町営だったのか。民間だったのか。また、サテライト型として「きもべつ喜らめきの郷」とはどのように連携しているのか。

平成25年に喜茂別町の依頼を受け、社会福祉法人溪仁会が新設でオープンした。その際、喜茂別町で新設するのであれば、留寿都村銀河荘も運営をお願いしたいと留寿都村からの依頼があり、翌年度にサテライト型としてオープン。サテライト型のメリットとして、本体施設と職員を兼務するなどの連携により、効率的な人員配置や運営が可能となっている。

4 村立時代の一般会計から特別会計への操出金について

留寿都村から委託料、補助金などの交付について

前述のとおり、一般会計からの繰入は相当あった様子。社会福祉法人溪仁会へ移管後に新たに建物を建て替えた際には、留寿都村から旧施設の解体費用、新設費用あわせて、1億9,230万円の補助があった。

また、前述の生きがいデイサービス事業という村独自の事業の委託を受けており、年間2,500万円の補助を受けている（移管当時は2,250万円）。

村としては、毎年赤字で一般会計から補填をしていたため、この補填がなくなるだけでも、子どもの福祉にお金を掛けることができるという話をされていた。実際に子ども

センター（保育所、子育て支援センターなどの複合施設）を平成26年度に新築している。

5 民間へ移行した際、既存職員の待遇等について

前年の開設した「きもべつ喜らめきの郷」は法人の基準に則って募集・採用していたこともあり、当時の「銀河荘」の職員だけ特別扱いということにはできなかった。そのため、公務員時代の給与補償等はないで村の職員としては退職（定かではないが勧奨退職だった可能性もあり）し、法人の基準に則って採用となった。（職種により様々だが、年収ベースで20、30万円から100万円ほど下がった。）

6 その他

●羊蹄山ろく地域特有の事情（リゾート地、外資系に人材が流出）

倶知安町やニセコ町などと同じリゾート地であるが故に、外資系の企業に人材が流出している。時給は高く、ベッドメイキングで1,500円から2,000円ほど。なかなか人が集まらず苦慮している。そのため、外国人の採用（詳細後述）を積極的に行っている。

●外国人材の活用

在留資格の特定技能1号（5年）や技能実習（3年）の外国人の採用を令和2年頃から積極的に行っており、法人全体で82名。「きもべつ喜らめきの郷」「るすつ銀河の杜」ではミャンマーの方が多く、技能実習の方の受入れが近年多い。また、介護福祉士の資格を取得することにより、特定技能2号となり、年数の制限がなくなるため、非常に勤勉な方が多い。

【沼田町特別養護老人ホーム 旭寿園】

・施設概要

昭和60年に開園した入所定員80床（ショートステイ10床）の沼田町立の特別養護老人ホーム（平成3年20床増床）。道内の公営の特養としては、規模は大きめである。

1 現在の入居状況や空き状況、待機者の状況について

令和6年度の入居者平均が74.7人。令和7年12月1日時点では76人入所となっている。待機者は直近では8人で、沼田町民に限ると3人。ショートステイは10床のところ、令和7年度（11月末時点）の稼働率は81%と非常に高い実績である。

2 職員の配置について（足りていない、充足しているなど）

正職員20名と臨時職員22名、合計で42名の実人員としては抱えているが、数名はパートタイムで、常勤換算数では35.1名となっている。全く足りていないという状況ではない。ショートステイ含め90床となるため、最低常勤換算でいうと30人が確実に

必要（90床に対して3対1）。また、令和7年度中にインドネシアの方を2名採用予定。

3 入所の決定プロセスについて

入所の決定は、担当のケアマネージャーや病院のソーシャルワーカーを通じて行われている。事前面談を経て、申し込みをしていただく。そして入所判定会議で判断している。しかし、昔のように待機者数が多いわけではないので、その時々で、家族に連絡を取って状況を確認した上で、判断して優先順位を決めて入所につなげている。

4 入所者の自己負担額について

士幌町特別養護老人ホームほほえみとほぼ同じような料金形態にはなるが、要介護度1から5へ重くなるにつれて、負担額は上がっていく。所得により、負担額は変わってくるが、大体1か月の支払いでいうと、約5万円から12万円ぐらいの間となっている。ただ高額介護サービス費や、医療介護の合算制度もあるので、実質的に支払っているのはもう少し下がっている。

また、士幌町との違いとして、沼田町では個室はあるが、個室料をとっていない。希望で入居するためではなく、体調の悪い方が個室を使うなどの使い方をしているためである。

5 その他

● 処遇改善加算

沼田町では、処遇改善加算という、施設の介護職員に対して、給料を月額であげるともらえる条件付きの加算があり、沼田町の場合には、処遇改善加算（Ⅰ）という一番高いものをもらっている。職員にその分を還元しているため、介護職員の給与が近隣から比べると少し高い設定になっている。条例で設定して、一時金という形で支出している。

背景として、北空知管内は1つの町に1つ施設がある状態で、介護職員の奪い合いとなっており、口コミで少しでも給料がよい沼田町で働こうとなる方も実際にいる。

第7 所感

今回、産業厚生常任委員会では事務所管調査として特別養護老人ホームの運営について、本町の施設をはじめ同規模の管外2つの施設について視察を行い、今回主に現在多くの施設において課題となっている人材の確保や処遇への対応、また施設を維持管理していく上での様々な課題について現状を調査した。

本町の施設の人員配置数については、国の定める配置基準は満たしているものの、介護及び看護職員、調理員の業務量は年々増加しており、新規の採用についても応募が極めて少ない状況であり、今後も非常に厳しいやりくりを迫られている。

留寿都村の施設「るすつ銀河の杜」については旧施設の建て替えを機に民営化へと舵を切り、社会福祉法人が運営することにより法人内での人事異動などで職員を確保するかたわら、リゾート地ゆえに外資系への人材の流出が顕著となり、その対応として外国人の採用を積極的に行っている。

沼田町の施設については本町同様の町立の特養ホームだが、職員の処遇面において「処遇改善加算」という制度を用い、近隣町村に比べ職員の給与面での有利性を生かし、人材の確保に努めている。

また、両施設ともに外国人材を積極的に活用しており、本町においても検討する余地はあるのかもしれない。

これら人材の確保については今後の施設の維持運営において極めて重要であり、同時に難題でもあるが、業務の負担をいかに減らしながら継続的に運営していくのか、今後も運営者、スタッフが心を一つにして榮智を出し合い、円滑に運営されることを願うものである。そのことが入居者、家族にとって信頼できる施設として確立され、ひいてはこの職場で働いてみたいと思える人材の確保へとつながるものと期待する。

また施設も20数年が経過し、修繕の必要な箇所も年々出てきているが、これらのことも職員・スタッフの意見を聞き必要とあれば躊躇なく改善に取り組まれることを所望するとともに、今後の施設の将来展望にも配慮され、改修等の計画にあたっていただくことを望むものである。

特養施設の存在意義を考えると、安心して家族を迎え入れてもらえる施設の存在はこの町の働く世代にとって何物にも代えがたいものであると言えよう。本当の意味でこの町に生まれてよかった、住んでよかったと思えるそんな温かい「ほほえみ」にあふれる場所として信頼される施設であるよう、これからの益々の発展に大いに期待をし、所感とする。